

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 2月20日

宇治市長 松村 淳子

記

(担当課：契約課)

業務名	教職員定期健康診断業務委託		
業務場所	職員会館 他		
契約期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 365日間		
業務概要及び条件	宇治市立学校教職員定期健康診断業務委託		
予定価格	¥2,532,353 (税込)	最低基準価格	¥1,772,000 (税込)
見積参加者に必要な資格・条件			
次の①～②を満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②血液検査・心電図検査・胃部検査及び結核検診を含む集団定期健康診断業務実績(元請、過去10年以内)			
見積参加表明書の受付			
提出期限 令和8年2月26日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
見積予定	予定日 令和8年3月19日(木) 午前 11時 00分 まで 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件にかかる契約の締結は、当該案件の予算成立を条件として行うものとします。 本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「郵便入札にあたっての注意事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本件は単価契約です。競争は合計金額で行いますが、各単価の決定は予定価格を上限として協議し、協議が成立すれば契約を締結します。
- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年2月20日（金）午前9時から
令和8年3月9日（月）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

仕 様 書

- 1 業務名 教職員定期健康診断業務委託
- 2 実施場所 職員会館 他
(別途協議の上定める会場)
- 3 業務期間 契約日から令和9年3月31日まで
(検査日は別途協議の上定める5日間)

4 業務内容

(1) 一般健診

- ①医師による診察・問診
既往歴、自覚症状、他覚症状
- ②身体計測
身長、体重、視力、肥満度、腹囲
- ③血圧測定
- ④尿検査
糖、たんぱく、潜血、ウロビリノーゲン
- ⑤聴力検査
- ⑥心電図検査
- ⑦血液検査
総コレステロール、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、
中性脂肪、GOT、GPT、 γ -GTP、血糖、ヘモグロビンA1C、血
色素量、赤血球数、白血球数、ヘマトクリット、クレアチニン、尿素窒素、
尿酸、血清総蛋白

17項目

- ⑧胸部エックス線検査
直接撮影 (デジタル撮影)

(2) 胃部検査

造影剤使用エックス線撮影 (100ミリ版) 1枚

(1) ①～⑦及び(2)の検査実施後、個人宛結果報告書及び受診結果一覧表(市教委分と学校分各2部)を提出すること。なお、報告書及び一覧表は学校ごとに整理されているものを1ヶ月以内に提出すること。

(1) ⑧については撮影後、速やかに読影を行い、検診結果報告書及びフィルム又はデジタルデータを1ヶ月以内に提出すること。なお、報告書は学校ごとに整理されているものとする。

(3) 対象者数

4 (1) ①～⑧ 493名

4 (2) 48名

(4) 検診会場、レントゲン車の駐車場所の確保、検診に必要な設備・備品等の提供及びその他検診の円滑な実施のために双方協力するものとする。

5 支払い

検査終了後、受診結果及び請求書に基づき、一般健診及び胃部検査の各々の契約単価に数量を乗じた金額を支払うものとする。

6 その他

(1) 対象者数はあくまで予定であり、実際の発注については増減の可能性があるので承知されたい。

(2) 関係法令を遵守すること。

(3) 契約書第7条にある着手届は、その提出を必要としない。

(4) 契約書第9条にある完了届及び業務出来高届は、その提出を必要としない。

(5) その他詳細については、別途協議するものとする。

(6) 本業務において、個人情報を取り扱う際には、特記仕様書を遵守すること。

宇治市電磁的記録情報による個人情報取扱事務委託指針

1. 委託指針の趣旨

この指針は、宇治市情報セキュリティポリシーの適用範囲の行政機関（以下「行政機関」という。）が電磁的記録情報による本市が保有する個人情報（以下「個人データ」という。）の取扱いに係る事務又は事業を行政機関以外の者に委託する場合に、宇治市情報セキュリティポリシーに基づき、受注者に対し個人データのために必要とする措置を契約上義務付けるため、その指針を定めるものである。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項の規定等を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものとして、個人情報保護委員会が「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を策定し、各行政機関等においては、この指針を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされていることに留意すること。

2. 委託指針の対象となる委託契約

この指針の対象となる委託契約は、行政機関が個人データの取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を行政機関以外の者に依頼する契約の全てとする。一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約及び収納の委託等の公法上の委託も含む。

3. 個人データ取り扱いの原則

個人データを取り扱う事務の委託においては、宇治市情報セキュリティポリシーに定めるとおり基本的には市の施設内において市職員の管理下で作業を行うこととし、個人データを受注者に渡し市庁舎外へ持ち出すことは原則として認めない。

ただし、以下の事由によりやむを得ないと認められるときはこの限りでない。

- ・ あらゆる方法を検討した結果、庁舎内で受注者に事務を遂行させることが庁舎外で遂行させることと比べて著しく費用が高額となる場合であって、庁舎内で事務を行えないと判断したもの
- ・ 専門的な知識を有する人員と設備が必要となる場合で、あらゆる方法を検討した結果、庁舎内で事務が行えないと判断したもの
- ・ 市民サービスの大幅な向上が見込まれる等の合理的な理由があると判断したもの
- ・ 特に市長が認める場合

4. 個人データ取り扱いの判断手順

個人データを取り扱う事務で、庁舎内で事務が行えないと想定される場合は、当該事業の担当課は事務の流れ、必要とされる体制、経費などについて取りまとめデジタル政策課及び総務課と協議する。

協議の結果、前項の理由により個人データを業者に渡す等庁舎外への持ち出しが避けられない場合、担当課は安全対策について「5. 事業者の安全対策確認」における本市の求める基準を満たし、当該事業について受託し得る事業者の存在を把握したうえで、起案処理により個人データの持ち出しの可否について判断する。

5. 事業者の安全対策確認

- (1) 庁舎外での個人データの取り扱いについて委託せざるを得ない場合は、当該業務の受託し得る事業者が市の求める基準を満たしているかどうか、庁舎外での処理であっても、庁舎内と同等のレベルで個人データの取扱いが担保されることを確認しなければならない。安全確認の基準は、「宇治市個人情報の取扱いに関する特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という）に基づくものとし、「宇治市個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表」（以下、「確認表」という）の該当必須項目を満たしていることとする。また、委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは原則禁止するが、当該委託業務の一部をやむを得ず再委託することを承認する場合は、再委託先に合致するよう内容を適宜修正したうえで、再委託先にも当該確認表の提出を求めることとする。
- (2) 個人データを持ち出す場合には、委託事務の範囲内で必要最小限のものとし、余分な個人データは持ち出さないこと。また可能な場合にはコード化等により個人が識別できないような対策を講じることとする。

6. 契約上の義務付け

- ・ 委託契約の発注にあたっては、「宇治市のシステム開発に関する統一セキュリティ仕様について」、「データ保護及び秘密の保持等に関する仕様書」もしくは「宇治市個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の添付等必要に応じて最低限の要求項目を求めることとする。
- ・ 委託内容により確認すべき項目が異なることが想定されるため、特記仕様書は委託内容に応じたものを使用する。

7. 契約に当たっての留意事項

行政機関はこの指針に定めるものの他、次のような点にも留意して契約を行うものとする。

(1) 委託に当たっての注意点

① 委託内容の明確化

個人データの使用目的、使用範囲等を明確にし、受注者において目的外使用が生じないような委託内容にすること。

② 措置事項の周知

入札（見積合せ）等においては、発注者が個人情報保護のために講ずべき措置等についての説明を行い、契約に当たり支障が生じないようにすること。

(2) 委託時における対応

① 契約締結時においては受注者に対して、個人情報保護のために講ずべき措置等について十分説明し、理解させること。

② 個人データの帰属を明確にするなどして、トラブルが生じないようにすること。

附 則

この指針は、平成 23 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

予 定 価 格 積 算 書

検査項目	単価(税込)	予定件数	金額
一般検診	4,901	× 493 件 =	2,416,193
胃部検査	2,420	× 48 件 =	116,160
合計見積金額(消費税相当分含む)			2,532,353

業務名 教職員定期健康診断業務委託